

事業主様

滋賀県自動車健康保険組合
理事長 和田 一浩

被扶養者資格の再確認の実施について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合は財政の健全化及び保険料負担の軽減化並びに医療費の適正化を目的に、厚生労働省通知に基づき、毎年、被扶養者の方が現在もその資格を満たす状況にあるかどうかの再確認を行っています。

つきましては、下記をご確認いただき、事務の円滑な実施に向け、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今年度の確認より、前年度収入（情報連携システムにより確認可能なデータ）によって必要な確認書類が異なっておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

1. 再確認の対象となる方

当組合の全被扶養者。ただし、次の方は対象外です。

- ・ 令和8年4月1日において18歳未満の被扶養者
被扶養者確認調書（以下「調書」という。）の記載は省略しています。
追記する必要はございません。
- ・ 令和8年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者
調書の該当者欄に、「添付書類不要」の表示をしています。
確認書類は不要ですが、必要事項を記入のうえ調書を提出してください。
（注意）被保険者の再雇用に伴い、令和8年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方は確認書類の提出が必要です。

※ データ抽出については、令和8年8月24日現在で行っており、それ以降の認定等のデータ反映はしておりませんが、追記の必要はありません。

2. 実施方法 裏面のとおり

3. 提出期限 令和8年10月15日（木）組合必着
提出期限までに確認書類等の提出がない場合は、
被扶養者認定を取り消す場合があります。

~~~~ 再確認の実施方法 ~~~~

| 実施日        | 事項      | 内 容                                                                 | 実施者        |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 令和8年9月1日   | 調書の配付   | 該当の被保険者に被扶養者確認調書（封筒）を配付                                             | 組合→事業主→該当者 |
| 令和8年9月1日   | 書類の提出   | 調書に必要事項を記入し、確認書類（調書裏面）を添付                                           | 該当者→事業主→組合 |
| 以降         |         | 就職等による被扶養者削除届の提出もれがある場合は、至急に削除届を提出                                  |            |
|            | 資格の審査   | 当組合の「被扶養者認定基準」に基づき審査                                                |            |
|            |         | 被扶養者の資格「なし」と決定した方は、被扶養者の資格を満たしていない日をもって被扶養者を削除                      |            |
|            |         | 被扶養者削除届の提出                                                          | 該当者→事業主→組合 |
|            |         | 社会保険資格喪失証明書の交付（国民健康保険の加入に必要）                                        | 組合→事業主→該当者 |
|            |         | 国民健康保険等の加入手続き                                                       | 該当者        |
|            |         | 書類の不備・不足があれば該当者に通知、提出期限までに再提出                                       | 組合→事業主→該当者 |
|            |         | 被扶養者資格を満たしている方は、引き続き被扶養者として認定                                       | 組合         |
|            | 未提出者の確認 | 「発行者リスト」で未提出者を確認し、該当者に督促                                            | 事業主        |
| 令和8年10月15日 | 書類の提出期限 | 書類の不備・不足で組合から通知があった方も、この日が再提出の期限です<br>提出がない場合は、令和8年10月16日付けで認定の取り消し | 該当者→事業主→組合 |
| 令和8年10月16日 | 認定の取り消し | 未提出および書類の不備・不足の方に、被扶養者認定の取り消し通知                                     | 組合→事業主→該当者 |
|            |         | 被扶養者削除届の提出                                                          | 該当者→事業主→組合 |
|            |         | 社会保険資格喪失証明書の交付（国民健康保険の加入に必要）                                        | 組合→事業主→該当者 |
|            |         | 国民健康保険等の加入手続き                                                       | 該当者        |

滋自健発第20-1号

令和8年9月1日

任意継続被保険者 様

滋賀県自動車健康保険組合

理事長 和田 一浩

### 被扶養者資格の再確認の実施について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合は財政の健全化及び保険料負担の軽減化並びに医療費の適正化を目的に、厚生労働省通知に基づき、毎年、被扶養者の方が現在もその資格を満たす状況にあるかどうかの再確認を行っています。

つきましては、下記をご確認いただき、必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、今年度の確認より、前年度収入（情報連携システムにより確認可能なデータ）によって必要な確認書類が異なっておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

#### 1. 再確認の対象となる方

当組合の全被扶養者。ただし、次の方は対象外です。

- ・ 令和8年4月1日において18歳未満の被扶養者  
被扶養者確認調書（以下「調書」という。）の記載は省略しています。  
追記する必要はございません。
- ・ 令和8年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者  
調書の該当者欄に、「添付書類不要」の表示をしています。  
確認書類は不要ですが、必要事項を記入のうえ調書を提出してください。  
（注意）任意継続被保険者の取得に伴い、令和8年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方は確認書類の提出が必要です。

※ データ抽出については、令和8年8月24日現在で行っており、それ以降の認定等のデータ反映はしていませんが、追記の必要はありません。

#### 2. 提出期限

令和8年10月15日（木）組合必着

提出期限までに確認書類等の提出がない場合は、

被扶養者認定を取り消す場合があります。

令和 8 年 9 月 1 日

被保険者および被扶養者のみなさま

滋賀県自動車健康保険組合

### 被扶養者の資格の再確認について

日頃は当組合の事業運営に、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

当組合では、厚生労働省の通知に基づき、毎年、被扶養者の方が健康保険法による認定基準を満たしておられるかどうかの確認を行っています。

被扶養者となれない方を認定しますと、医療費の増大など組合財政に大きな影響を与え、保険料負担の増加につながるようになります。

保険料負担の軽減化や医療費の適正化を目的に、公平で適正な認定を行ってまいりますので、引き続き被扶養者の資格確認にご協力をお願いいたします。

なお、確認調書につきましては令和 8 年 8 月 24 日現在で作成しており、それ以降の被扶養者の解除等は反映されていませんのでご了承ください。

#### 【お願い】

裏面に認定要件を記載していますので、収入増や就職により扶養認定基準を外れた方は、速やかに扶養解除の手続きをお願いします。

また、引き続き扶養の対象となる方は、「被扶養者確認調書」にご記入のうえ、添付書類をご確認いただき、「被扶養者確認調書」の入っていた封筒に入れて、令和 8 年 10 月 15 日までにご提出ください。